

香川県スマートエネルギー普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県スマートエネルギー普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、香川県内中小企業者等に対し、予算の範囲内において、先端的なスマートエネルギー設備等を導入する費用の一部を補助することにより、香川県産業成長戦略に掲げるエネルギー関連産業の育成や企業の競争力強化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、県税の滞納がない者とする。

- (1) 香川県内に事業所を置く事業者
- (2) 香川県内に事業所を設置しようとする事業者

2 前項の規定にかかわらず、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の大企業者、当補助金又は香川県中小企業等エネルギー使用合理化設備等導入支援事業費補助金の交付を受けて事業を実施したことがある者、その他知事が不適当と認める者は、補助対象者から除くものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が香川県内に既に設置し、又は設置しようとする事業所（以下「対象施設」という。）において、エネルギー管理システム（EMS）、蓄電設備、新エネルギー設備等の導入を行う事業とする。ただし、国やその他の機関から補助金、負担金などの助成金を受け、又は受けようとする事業は、対象とはならないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次表の補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

区分	内容
設計費	実施設計に要する費用
設備費	機械装置若しくは工具器具等の購入、据付け又は改造に要する経費
工事費	設備の導入等に不可欠な工事に要する経費

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で100万円以上500万円以下（千円未満は切り捨てる）とし、補助対象経費の総額は200万円を下限とする。ただし、香川県内に本社を置く企業が開発又は生産した設備を導入する場合は補助対象経費の3分の2以内で100万円以上500万円以下（千円未満は切り捨てる）とし、補助対象経費の総額は150万円を下限とする。

2 補助対象期間は、補助金の交付を決定した日から当該年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の内容)

第8条 申請者は、前条の申請を行うにあたり、交付申請書に次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 所要額調書(別紙2)
- (3) 補助事業に係る見積書の写し
- (4) 事業計画の詳細を説明するために必要な図面、工程表、導入する設備等の仕様・性能に関する資料(カタログ)その他の資料
- (5) 申請者の定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はそれらに相当するもの
- (6) 申請者の直近3営業年度の財務諸表
- (7) 対象施設の概要が記載された資料
- (8) 誓約書(別紙3)
- (9) 県税の納税証明書(入札参加資格審査等申請用)
- (10) その他事業計画及び申請者の内容を説明するために知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 知事は、第7条の規定による交付申請書の提出があったときは、香川県スマートエネルギー普及促進事業費補助金審査委員会の意見を聞いてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、様式第2号による補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 知事は、前条の規定による通知を行う場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、その通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が規則及びこの要綱の規定に従うことのほかに、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第3号による変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更する場合を除く。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合。ただし、各経費区分の配分額の20%以内の変更を除く。

2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。この場合において、補助金の額については、当初の補助金の額を上回ることはできない。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5号による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき、又は第13条の規定による廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 実績概要書(別紙4)
- (2) 精算額調書(別紙5)
- (3) 契約書又は請書の写し
- (4) 納品及び支出を証する書類の写し
- (5) 事業実施の状況が分かる写真
- (6) その他実績報告書の内容を確認するために知事が必要と認める書類

(確定調査等)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金の額を確定するために、補助事業の実施内容や実績額が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを、実績報告書及び必要に応じて閲覧又は徴収する証拠資料により確認するものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定に係る年度の3月31日までに、補助事業が履行されたことを確認するものとする。

3 知事は、実績報告書に基づく書面審査のみでは、その内容の適格性が客観的に確認できないものについては、補助事業者から証拠資料の提出を求め、現地調査による証拠資料の確認を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条の規定による確認を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を様式第7号による補助金額確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の額の確定にあたり、その額が、第9条の規定により交付決定(第12条第1項の規定による変更の承認を含む。)した額と異なる場合には、交付決定を行った金額を上限として、補助金の額を確定するものとする。また、確定しようとする補助金に係る補助対象経費

の総額が、第6条に定める補助対象経費を下回る場合には、補助金の交付を行わないものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8号による請求書を知事に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払により交付する。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、第13条の規定による承認をした場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の規定による交付の決定(第12条第1項の規定による変更の承認を含む。)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱若しくは規則の規定又はこの要綱若しくは規則の規定に基づく知事の指示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき。
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項に該当するものとして補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければならない。

(公表)

第21条 知事は、補助事業者の名称、補助事業の名称及び内容等を公表することができる。

(財産の管理等)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って使用しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9号による台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。
- 3 取得財産等のうち、規則第22条第2項第4号の規定により知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円以上の設備等とする。
- 4 規則第22条第2項ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数に相当する期間とし、補助事業者は、その期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 5 知事は、補助事業者が前項の承認を受けずに取得財産等を処分した場合には、すでに交付

された補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

6 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に交付の決定をする補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に交付の決定をする補助金から適用する。